

~~~~~  
翻 訳  
~~~~~

## EU 銀行業部門の改革に関する最終報告書

—— リーカネン報告 ——

エルッキ・リーカネンを座長とするハイレベル・エキスパートグループ著

FINAL REPORT of the High-Level Expert Group

Chaired by Erkki Liikanen,

Brussels, October 2, 2012

ヨーロッパ金融研究会 翻訳

田中素香\* 監訳, 山口昌樹\*\* 用語編集

### EU 銀行業部門の構造改革に関するハイレベル・エキスパート・グループ

Erkki Liikanen（フィンランド、フィンランド中央銀行総裁、経歴：欧州委員会コミッショナー、フィンランド財務相、EU 大使）

Hugo Baenziger（スイス、LSE 客員教授、経歴：ドイツェバンク、ドイツェモルガングレンフェル、クレディスイス）

José Manuel Campa（スペイン、ナヴァラ大学教授、経歴：経済財政相）

Louis Gallois（フランス、CEO of EADS、経歴：SNCF・アエロスパシアル・SNECMA の head、フランス経済・財政省、フランス研究省）

Monique Goyens（ベルギー、BEUC の Director General、経歴：欧州31カ国の消費者団体代表）

Jan Pieter Krahnén（ドイツ、ゲーテ大学企業金融研究チェア、CEPR 研究フェロー、金融金融、銀行業、規制と金融安定に関する著書多数）

Marco Mazzucchelli（イタリア、MIT Sloan 客員教授、経歴：RBS、Head of Global Banking and EMEA、クレディスイス、モンテ・デイ・パシ・デイ・シエナ、サンパオロ IMI、モルガンスタンレー）

Carol Sergeant（イギリス、イギリス財務省、non-executive director of Secure Trust Bank、経歴：ロイズ銀行グループ、FSA、イングランド銀行）

Zdenek Tuma（director at KPMG、経歴：チェコ国立銀行総裁、大学教授）

Jan Vanhevel（ベルギー、経歴：CEO Of KBC）

Herman Wijffels（オランダ、エコノミスト、経歴：Rabobank、世界銀行、ユトレヒト大学教授）

座長からの手紙	3
提案のサマリー	4
エグゼクティブ・サマリー	5
1 序 論	14
2 EU の銀行部門全体の動向	15
2.1 序 論	16
2.2 危機の物語	17
2.3 回顧：危機に至るまでの EU 銀行部門の動向	24
2.4 金融危機の影響	35
2.5 金融危機以降の動き	42
3 ヨーロッパにおける銀行ビジネスモデルの多様性	49
3.1 導 入	50
3.2 異なった銀行のビジネスモデルの実績とリスクについての一般的な発見	50
3.3 大銀行対小銀行	52
3.4 システム上重要な EU の大銀行	55
3.5 EU 銀行業の多様性：政府の影響を受ける銀行モデル、協同組合銀行と貯蓄銀行	74
3.6 ケーススタディ：危機で破綻したビジネスモデルの例証	77
4 金融規制改革：実施済みおよび実施予定の改革案	86
4.1 はじめに	86
4.2 合意済みおよび提案中の諸改革	87
4.3 銀行構造改革	106
5 EU 銀行セクターのさらなる改革	110
5.1 実物経済への資金供給における銀行の役割	111
5.2 EU 銀行セクターの諸課題	111
5.3 現行の制度改革の議題を評価する	114
5.4 さらなる改革の性格を決定する	117
5.5 提 案	123
5.6 欧州の制度構造	130
5.7 競 争	131
5.8 競 争 力	131
参 考 文 献	132
略 語 一 覧	139
付録 1：総計値	143
付録 2：過去の銀行危機	145
付録 3：EU 内のサンプル銀行に関する追加データ	147
付録 4：規模と範囲の経済に関する文献	152
A4.1 規模の経済——大銀行の便益（と費用）とは何なのか	152

A4.2 範囲の経済——銀行の機能上の多様化による便益（と費用）とは何か……………	154
付録5：銀行グループの企業および法的構造……………	158
訳者あとがき……………	161

## 座長からの手紙

欧州委員会委員ミシェル・バルニエ（訳者注：単一域内市場担当）は構造的な銀行改革に関するハイレベル・エキスパート・グループを2012年2月に創設した。われわれの仕事は、個別銀行の構造を直接ターゲットにした追加的な改革が失敗の蓋然性とインパクトをいっそう削減するのか、それが失敗に際して重要な経済的機能の持続を確保するのか、そして影響を受けやすいリテール顧客をよりよく保護することになるのかどうか、を評価することである。

我々は多数の関係者へのヒアリングを組織した。その関係者とは、銀行サービスの提供者、そのようなサービスの消費者、銀行への投資家、政策担当者および大学人である。本グループはさらに関係者の公開協議を一度開催したが、それへのレスポンスについては本報告と一緒に出版されている。

ヨーロッパの銀行業部門を評価してみて、金融危機の中で、なんらかのビジネスモデルがとくにうまくいき、あるいはとくにまずかったということはないということ、本グループは発見した。むしろ、実施された分析は、過度のリスクテイク——しばしば高度に複雑な証券を取引し、あるいは不動産関係の貸付を行う——と、金融危機の前の短期資金調達への過度の依存、を暴露した。そのようなリスクテイクは適切な資本保護と釣り合っておらず、金融機関の間の強力なつながりが高度のシステムック・リスクを創り出した。

金融システムの安定を危機にさらすこれらのあるいはその他の弱さに対処するために、多数の規制改革が開始されている。本グループはそれら進行中の改革のレビューを行ったが、そこでは、資本要件と流動性要件、そして銀行の再建・破綻処理改革に特別の注意を払った。

自己資本規制を強化すれば銀行の回復力は高められるであろう。新しい資本要求規則および同第4次指令（CRR/CRDIV）の実施はこの点で主要な改善となるであろう。本グループは、その委託と関連して、銀行システム内部の市場リスク管理を改善するために、現在進行中のバーゼル委員会によるトレーディング勘定の基本的な見直しにも期待している。

欧州委員会が提案した銀行回復・破綻処理指令（BRRD）は将来の規制構造の不可欠の部分であると、本グループは見ている。その提案は、銀行が、その規模やシステム上の重要性とは関係なく、転換し回復することができるのか、それとも損失に対する納税者の負担を限定するという形で破綻するのか、を確かなものにするための前進の重要な一歩である。

次に本グループは追加的な構造改革が必要か否かを評価しなくてはならなかった。作業が進行するに連れ、本グループは有力な2つの道についてより詳細に考慮することになった。第1の道は再建・破綻処理計画の重要な役割に立脚し、銀行業務の分離を行うかどうかの決定は計画の評価に依存させていた。第1の道はまた資本要件の厳格化する提案を包摂していた。第2の道は銀行の自己勘定売買とその他のリスクの高い活動の強制的な分離に立脚していた。

双方の道が本報告書には提出されている。本グループは双方の道の良い点と悪い点を詳細に評価した。また、

本グループの作業中に起きた銀行業部門における周知の出来事がインパクトをもたらした。

本グループの結論は、ある種のとりわけリスクの大きい金融活動を銀行グループの内部で預金受入銀行から法的に分離することが必要である、というものだ。

そのように分離することの中核的な目的は、銀行グループを、とりわけその社会的にもっとも重要な部分（主として預金受入および経済の非金融部門に金融サービスを提供する）をより安全にすること、かつ高度にリスクの大きなトレーディング活動との結びつきをより少なくすること、および銀行グループのトレーディング部分に対する納税者の隠れたあるいは明白な危険度を制限すること、である。分離に関する本グループの勧告は、トレーディング活動のもっともリスクの高い部分を代表すると考えられているビジネス、およびリスクポジションがもっとも急激に変化しうるビジネスに関係している。

これらの活動をグループ内の別の法的事業体へと分離することは、銀行の複雑さと相互連関に取り組むもっとも直接的な方法である。そのような分離は銀行業グループをより単純にそしてより透明にするであろうから、市場規律と監督、そして、究極的に、再建・破綻処理を容易にすることにもなる。

本グループ内部の議論では、幾人かのメンバーは諸措置の組み合わせへの選好を表明した。つまり、トレーディング活動にはリスクウェイトのない資本バッファを賦課することとし、諸活動の分離は再建・破綻処理計画を銀行監督当局が承認するかどうかに依存させることにして、銀行業活動の強制的な分離はむしろしない方が良い、という考えである。

透明性の精神により、基本的な諸代替策とそれらの動機づけの双方が本報告書には提示されている。しかしながら、一定のトレーディング活動の強制的な分離を勧告する選択がなされた。本報告書はまた別の勧告もしている。たとえば、指定されたベイルイン証券の使用に関して、不動産貸付についての資本要件について、内部モデルと適切なコーポレート・ガバナンスについて、など。

本グループは欧州委員会委員ミシェル・バルニエに本報告書を提出した。このことは欧州委員会に大きな責任を負わせるということを我々は完全に認識している。今や、欧州委員会が本報告書を評価し、関係者の適切な協議を組織し、そして、最後に、本グループの勧告に基づいて提案を提出するかどうかの決定を行う時である。その提案は欧州委員会の慣例に従いインパクト評価を必要とするであろう。

本グループは欧州委員会サービスから派遣された有能な事務局に支援された。その貢献に感謝している。

エルッキ・リーカネン

ハイレベル・エキスパート・グループ座長

〔訳者注〕 CRR, CRD, BRRD のような略語の英語表記とその説明は巻末の「略語一覧」(139~142ページ)を参照していただきたい。

## 提案のサマリー

ハイレベル・エキスパート・グループは、EU 銀行業部門の構造改革の必要性はあるのかないのかを考察するように、またそれと関連して、市民、経済そして単一域内市場の必要に奉仕する安定した効率的な銀行システムを設立するために適切な提案を行うように、要請を受けた。

本グループは、EU、バーゼル委員会および各国政府によって既に実施されたあるいは提案された規制の改革のセットを拡張し補完するワンセットの5つの方策を勧告する。

第1に、自己勘定売買と他の重要なトレーディング活動は、分離されるべきそれらの活動が当該銀行のビジネスのかなりのシェアを占めるならば、別の法的事業体に割り当てられるべきである。このことにより、閾値を超えるトレーディング活動が独立採算制で行われ、預金銀行から分離しているということが確保される。その結果、預金と預金への明示的保証や暗黙的保証は、リスクの高いトレーディング業務を直接的に支えることはもはや無いであろう。ヨーロッパの長期にわたるユニバーサルバンキング・モデルは、しかしながらそのまま残るであろう、というのは、分離された諸活動が同じ銀行グループの中で行われるであろうから、それゆえに、顧客に広汎な金融サービスを提供する銀行の能力は維持されるであろう。

第2に、本グループが強調するのは、銀行にとって有効で現実的な再建・破綻処理計画が必要ということであるが、この点は、欧州委員会の銀行再建・破綻処理指令（BRRD）において既に提案されている。破綻処理当局は、上述のように、強制的と考えられているよりもっと広範囲の分離を、もしそれが破綻処理能力と必須の諸機能の業務上の連続性を確保するのに必要と思われるならば、要求するべきである。

第3に、本グループは、指定されたバイルイン証券の使用を強力に支持する。銀行は、明確に定義されたバイルイン可能な債務の十分に大きな層を構築すべきである。それによって、一銀行のバランスシートにおける債務階層の中のその位置は明確となり、投資家は破綻処理のケースにおいて結果として起きる扱いを理解する。そのような債務は銀行システムの外に保持されるべきである。その債務（あるいは同額の株式）は全体的な損失吸収能力を増大させ、リスクテイクのインセンティブを減少させ、リスクの透明性と価格付けを改善するであろう。

第4に、本グループは、資本要件基準の決定においてもっと頑健なリスクウェイトと内部モデルにおけるリスクのもっと首尾一貫した取り扱いとを適用するように、提案する。バーゼル委員会のトレーディング勘定のレビューの結論を受けて、欧州委員会は、その結果があらゆるタイプのヨーロッパの銀行のリスクをカバーするに十分であるのかどうかをレビューすべきである。また、資本要件のフレームワーク内部の不動産の取り扱いはいは再考されるべきであり、最大限の融資比率（および／あるいは所得対貸付比率）はマイクロブルーデンスおよびマクロブルーデンスの監督にとって利用可能な諸手段の中に含まれるべきである。

最後に、本グループは、現存のコーポレート・ガバナンス改革を拡大するために次のような特定の措置が必要と考える。すなわち、1) 取締役会と経営者の強化、2) リスク管理機能の促進、3) 銀行経営者とスタッフの報酬の抑制、4) リスク・ディスクロージャーの改善、5) 制裁能力の強化。

### エグゼクティブ・サマリー

ハイレベル・エキスパート・グループは、EU 銀行業部門の構造改革の必要性はあるのかないのかを考察するように、またそれと関連して、市民、EU 経済そして単一域内市場の必要に奉仕する安定した効率的な銀行システムを設立するために適切な提案を行うように、要請を受けた。

ヨーロッパの銀行業部門を評価してみて、金融危機の中で、なんらかのビジネスモデルがとくにうまくいき、あるいはとくにまずかったということはないということ、本グループは発見した。むしろ、実施された分析

は、過度のリスクテイク——しばしば高度に複雑な証券を取引し、あるいは不動産関係の貸付を行う——と金融危機の前の短期資金調達への過度の依存、を暴露した。そのようなリスクテイクは適切な資本保護と釣り合っておらず、また高度のシステミック・リスクが金融機関の間の強力なつながりによって創り出されていた。

金融システムの安定を危機にさらすこれらのあるいはその他の弱さに対処するために、多数の規制改革が開始されている。本グループはそれら進行中の改革のレビューを行ったが、そこでは、資本要件と流動性要件、そして銀行の再建・破綻処理改革に特別の注意を払った。

一般に、自己資本規制を強化すれば銀行の回復力は高められるであろう。強化は、ある程度、所有者や経営者のインセンティブを正すであろうし、銀行の支払い能力に対する不利なショックが起きた際に予想される納税者の負担を削減する助けにもなるであろう。新しい資本要求規則および同第4次指令（CRR/CRDIV）の実施は、この点で、主要な改善となるであろう。本グループは、その委託と関連して、銀行システム内部の市場リスク管理を改善するために、現在進行中のバーゼル委員会によるトレーディング勘定の基本的な見直しにも期待している。

欧州委員会が提案した銀行再建・破綻処理指令（BRRD）は将来の規制構造の不可欠の部分であると、本グループは考えている。その提案は、銀行が、その規模やシステム上の重要性とは関係なく、転換し回復することができるのか、それとも損失に対する納税者の負担を制限するという形で破綻するのか、を確かなものにするための前進の重要な一歩である。再建・破綻処理計画（RRPs）の準備と承認は銀行業グループの内部にいくつかの構造変化を引き起こし、複雑性と伝染リスクを縮小し、そうすることで破綻処理能力を改善することになりそうである。

しかしながら、これらの重要なイニシアチブと改革にもかかわらず、本グループの結論は、ある種のとりわけリスクの大きい金融活動を銀行グループの内部で預金受入銀行から法的に分離することが必要である、というものである。分離されるべき活動とは、下の箇所ですべて詳細に説明されるように、証券の自己勘定売買とデリバティブ、および証券とデリバティブの諸市場と密接に結びついた一定のその他の活動であろう。本グループは、銀行再建・破綻処理のフレームワーク、資本要件および銀行のコーポレート・ガバナンスに関しても一歩踏み込んだ諸方策のための提案を行っていてもいる。その目的は、預金受入銀行と投資銀行とが分離している時にさえ生じる、活動におけるシステミック・リスクをさらに縮小することである。

そのように分離することの中核的な目的は、銀行グループを、とりわけその社会的にもっとも重要な部分（主として預金受入および経済の非金融部門に金融サービスを提供する）をより安全にすること、かつ高度にリスクの大きなトレーディング活動との結びつきをより少なくすること、および銀行グループのトレーディング部分に対する納税者の隠れたあるいは明白な危険度を制限すること、である。分離に関する本グループの勧告は、投資銀行活動のもっともリスクの高い部分を代表すると考えられているビジネス、およびリスクポジションがもっとも急激に変化するビジネスに関係している。

これらの活動をグループ内の別の法的事業体へと分離することは、銀行の複雑さと相互連関に取り組むもっとも直接的な方法である。そのような分離は銀行業グループをより単純にそしてより透明にするであろうから、市場規律と監督、そして、究極的に、再建・破綻処理を容易にすることにもなる。その提案は以下でもっと詳細に説明される。

本グループ内部の議論では、幾人かのメンバーは諸措置の組み合わせへの選好を表明した。つまり、トレーディング活動にはリスクウェイトのない資本バッファーを賦課することとし、本報告書の5.4.1の「第1の道」